

大野市老朽危険空き家除却支援事業補助金

市民の生活環境の保全を図るため、老朽危険空き家（特定空家等）の解体撤去に係る費用を補助します。

【対象となる空き家】

- ① 大野市内にある老朽危険空き家
- ② 老朽化により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある特定空家等又はこれに準ずる状態である空家等
- ③ 居住の用に供されていた建築物

※ ①～③のすべてを満たすこと

※ 特定空家等…空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」と記載）第2条第2項に定める空家等

※ 住居と店舗や事務所、作業所等が一体となった建築物については、全体を一戸の建築物とみなします（補助対象）

【補助金の額】

- ① 老朽危険空き家の解体撤去に要する経費の額の1/3とし、50万円を限度とします（1,000円未満切り捨て）
- ② 補助件数 5件（予定）

※ 居住の用に供されていた老朽危険空き家と一体となっていない、建築物、立木、塀などについては、同じ敷地内であっても補助の対象とはなりません。（補助対象外）

※ 建物滅失登記は建物所有者が手続きを行い、その費用を負担します。（補助対象外）

【補助対象者】

- ① 空き家の 所有者または相続人、または所有者等から委任を受けた人
- ② 共有者全員から除却についての同意を得ている人
- ③ 大野市税に滞納がない人
- ④ 暴力団又は暴力団員でないこと
- ⑤ 本補助金の交付を受けたことがない人
- ⑥ 法第14条第3項の規定による命令を受けていない人

【対象事業】

老朽危険空き家の解体撤去に係る工事で、以下の要件をすべて満たすこと

- 所有関係が明確であり、差押え又は所有権以外の権利が設定されていない
- 一切の権利、権限等について、その疑義が解決済みである
- 老朽危険状態となった原因が、補助金の交付を受けるための故意による行為でない
- 公共事業等の補償の対象となっていない
- 解体撤去工事を行うために必要な資格を有する業者が施工すること
- 市内の個人事業者又は市内に主となる事業所若しくは本店を有する法人事業者が施工すること

申請受付 **平成30年4月2日（月）～平成30年12月7日（金）**

（ただし、原則、特定空家等と認定された後からの申請受付となります。）

補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前の相談をお願いします。

相談・申請受付窓口 大野市企画総務部防災防犯課（大野市役所2階26番窓口）

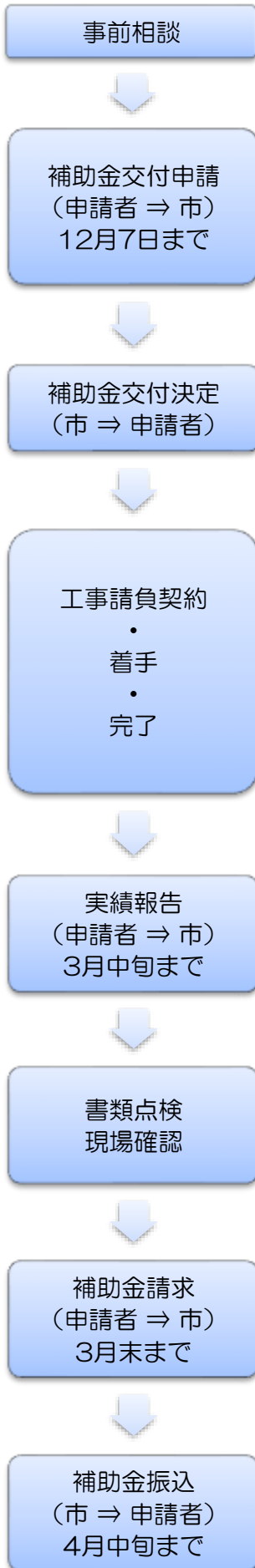
住所：福井県大野市天神町1-1

電話：0779-66-1111

電子メール：bosai@city.fukui-ono.lg.jp

受付時間：8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

<手続きのながれ>



補助の対象となるかの事前確認、添付書類のご案内などをします。
(事前相談時点で、特定空家等に認定されていない場合は、補助対象に該当するか否かの判定に時間を要する場合があります。)
予算に達し次第受付を終了します。

申請書類は、老朽危険空き家（特定空家等または準ずる状態である老朽危険空き家）の判定後、受付いたします。

○補助金交付申請書のほか、以下添付書類

- (1) 実施（変更）計画書
 - (2) 位置図
 - (3) 現況写真
 - (4) 解体撤去工事に係る見積書写し
 - (5) 建物の全部事項証明書または固定資産課税台帳記載事項証明書（登記または課税がない場合、所有権があったことを証する書類）
 - (6) 所有者とその敷地の所有者が異なる場合、当該敷地の所有者を示す書類
 - (7) 相続人であることを証する書類
 - (8) 相続人が複数ある場合は、代表者が責任を持って事業を実施することを確約する書類
 - (9) 委任を証する書類
 - (10) 数人の共有に属する場合は、その共有者全員の同意を証する書類
 - (11) 納税証明書
- ※この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

補助金交付決定通知書を受け取った後に、工事に着手してください。 工事内容に変更があった場合や工事を中止する場合は必ずご連絡ください。原則、交付決定額の増額は認めません。

工事が完了したら、速やかに実績報告書を提出してください。

○ 補助事業実績報告書、補助金交付決定通知書の写しのほか、以下添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し（契約日は補助金交付決定日以降の日付であること）
 - (2) 工事代金支払い領収書の写し
 - (3) 施工前、工程及び施工後の状況が分かる写真
- ※この他にも書類の提出をお願いすることがあります。

必要に応じて空き家の現況・工事現場等を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。